

# まちづくり計画策定担い手支援事業の 3次募集を開始！

～地権者組織等による都市計画の提案を国が直接支援～  
～重点密集市街地では100%補助～

国土交通省では、「まちづくり計画策定担い手支援事業」について、3次募集を開始することとなりました。

本事業は、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、地権者やまちづくりNPO法人など、地域におけるまちづくりの担い手が、自ら主体となって地区計画等の都市計画の素案を作成するために必要な経費を補助するものです。

- 国土交通省では、平成19年度より、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、地域におけるまちづくりの担い手が、自ら主体となって地区計画等の都市計画の素案を作成するために必要な経費を補助する「まちづくり計画策定担い手事業支援事業」を創設しました。

助成団体は公募により選定しており、3次募集を9月18日(木)から行います。

※応募受付〆切は特に定めませんが、事業行程等を申請時に審査させていただきます。

- H20年度は、2次募集までに全国から22件の応募があり、その中から20件を採択しました。(詳細は下記HP参照)

東北では、H19年度に青森市の新町一丁目地区が採択されています。

参考として、横浜市・大阪市の事例を紹介します。(別紙参照)

～ 詳しくは国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/index.htm>) をご覧下さい ～  
国土交通本省で同時発表しています。

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

## < 問い合わせ先 >

国土交通省 東北地方整備局 建政部  
電話 022(225)2171

都市・住宅整備課 課長 どうぞの 堂 蘭 洋昭 (内線6161)  
課長補佐 横山 真幸 (内線6162)

# まちづくり計画策定担い手支援事業

## 平成20年度助成団体の第3次募集（9月18日以降随時）

～ 地権者組織等による都市計画の提案を国が直接支援 ～  
～ 重点密集市街地では100%補助 ～

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、自律的な建替促進を通じた市街地の整備改善等に資する地区計画等の都市計画の提案を促進する。

【事業主体】：地権者組織 等

【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域

①都市計画区域内で0.5ha以上の地区）

②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区

- ・密集市街地（25,000ha）
- ・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- ・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- ・上記予定区域

【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

### まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

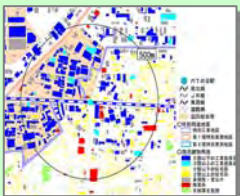
※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。  
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

#### ①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

##### ■現地調査

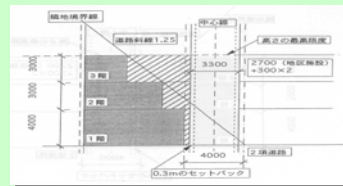
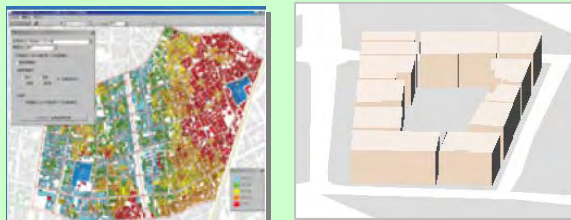


##### ■調査結果のとりまとめ



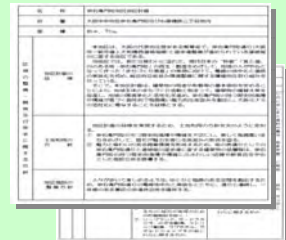
#### ②地区診断（現況調査等の資料解析等）

- 地区の課題の整理
- 市街地の防災性評価



- 模型等を使った計画内容のスタディ
- 地区計画による規制緩和後の地区イメージの作成等

#### ③地区計画等の都市計画提案のための素案作成



【補助率】：100%補助（重点密集市街地）

50%補助（重点密集市街地以外の地域）

【補助対象限度額】：500万円/ha（事業費ベース）

（ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度）

【問い合わせ先】：国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 堂蘭、横山

TEL：022-225-2171（内線6161、6162）

# <事業事例①> 滝頭・磯子地区(横浜市)

## ◆地区の概要

<地区名> 滝頭・磯子地区(横浜市)/重点密集市街地

<期 間> 平成19~20年度(予定)

## ◆地区の課題

現況の道路幅員が狭く、道路拡幅後に十分な面積を確保できない狭小敷地も多いため、地区内の建物の更新が進まない。地域の拠点である浜マーケット地区は平成19年4月に火災により一部消失。

## ◆目指すべきまちづくりの方向性

円滑な消防・救急活動や避難が可能な、安心して住み続けられる住環境の実現と、浜マーケットの防災性向上及び賑わいの維持・創出の実現

## ◆事業の成果

- ・協議会と横浜市が連携し、基礎調査や地区診断を実施し、整備方針(案)とりまとめ。
- ・地区内を重点整備地区(浜マーケット周辺地区)重点路線沿道ゾーン、密集市街地改善ゾーンに分け20年度は各ゾーンで緩和型地区計画を検討予定。



①重点密集地区の現況  
(浜マーケット周辺地区)

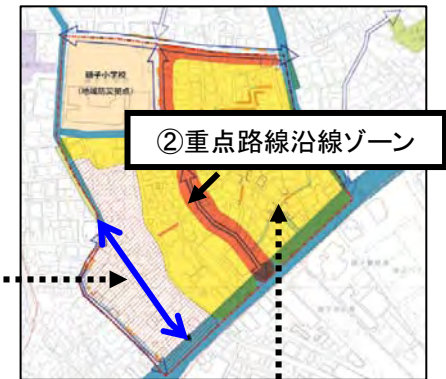
浜マーケットの通路



焼失部の様子



②重点路線沿線ゾーン



③密集市街地改善ゾーンの現況



建物が密集している路地

# <事業事例②> 宗右衛門町地区(大阪市)

## ◆地区の概要

<地区名>宗右衛門町地区(大阪市)/都市再生緊急整備地域

<期 間>平成19年度

## ◆地区の課題

大阪を代表する高級歓楽街であったが、現在は繁華街の安心安全面の問題や風俗無料案内所の増加等により、街の低俗化・風情の喪失が進む



宗右衛門町に出没している無料案内所

## ◆目指すべきまちづくりの方向性

既存機能の円滑な更新・高度化、土地利用転換を促し、特色ある商業集積による地区全体の集客魅力を向上

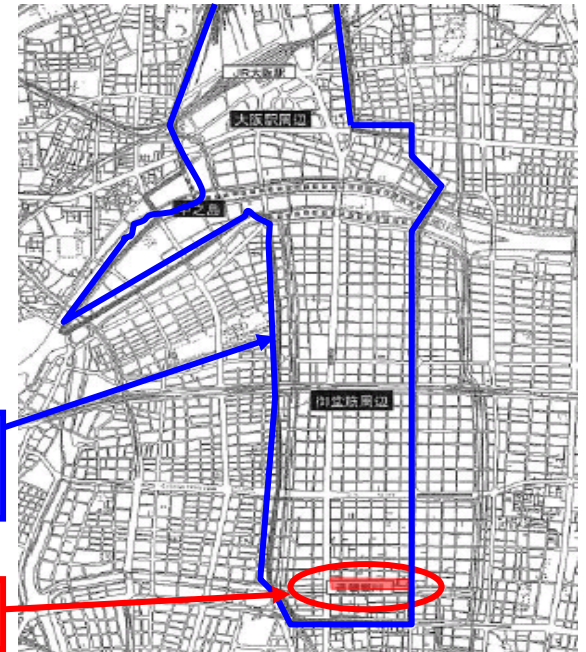
## ◆事業の成果

**街並み誘導型地区計画素案**を策定(主な内容は以下のとおり)

- ・斜線制限の緩和、前面道路幅員による容積率制限の緩和
- ・建築物の低層部の用途制限

(宗右衛門町地区の目指すべき街のイメージ)

<宗右衛門町地区の位置>



都市再生  
緊急整備地域

事業対象区域

